

令和4年度 菅原小学校いじめ防止基本方針

1、いじめの定義と基本的な考え

(1)いじめの定義

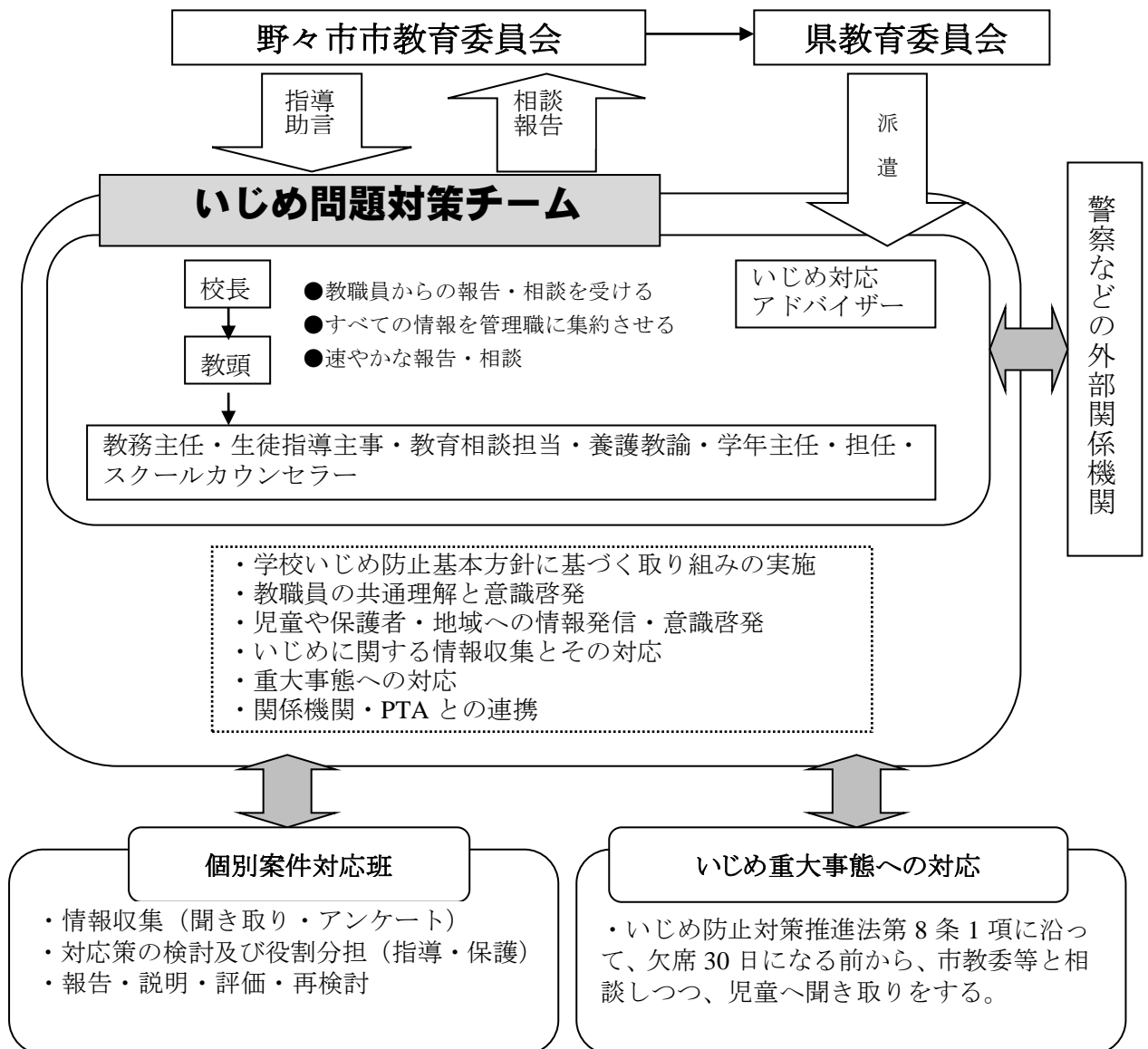
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。《いじめ防止対策推進法より》

(2)いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を教職員全員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

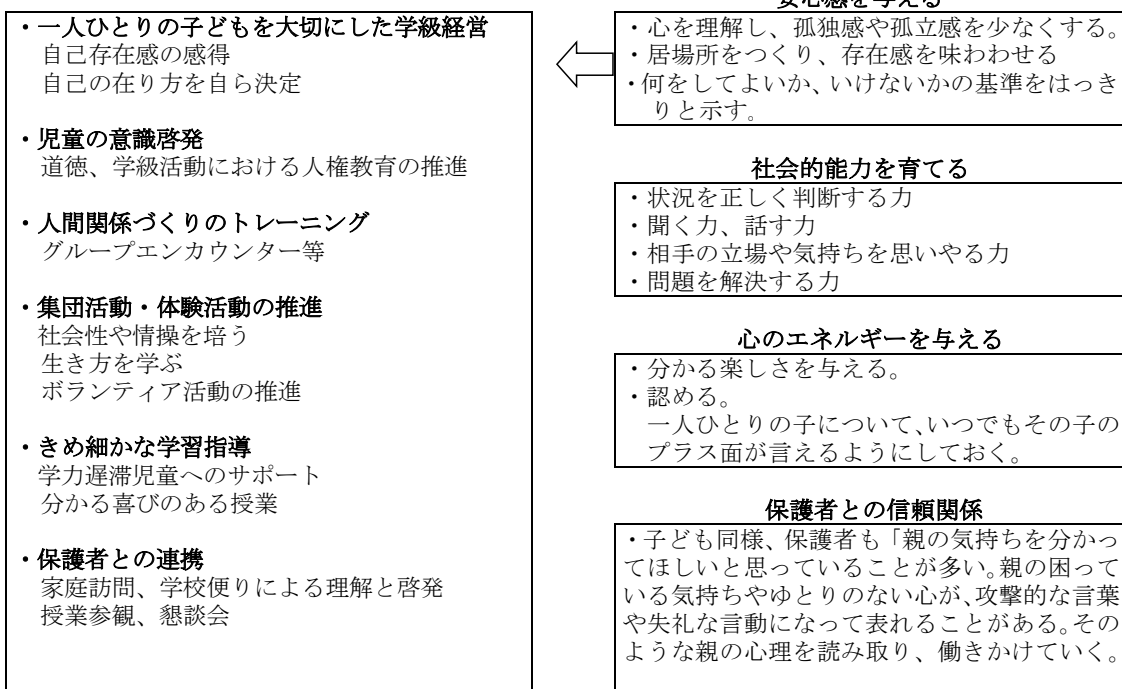
2、指導体制

校内組織図



3、いじめの未然防止の取り組み

互いの個性を認め合い、尊重し合う態度の育成
子ども主体の活動の推進



4、いじめの早期発見の取り組み(いじめ対応マニュアル参照)

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察→いじめ発見のチェックポイントの活用

(2) 個人面談の実施

・各学期中に教育相談週間を設定し、個人面談を行う。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や教育センター、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決にあたる。

5、いじめに対する早期対応<いじめ対応マニュアル参照>

(1) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、いじめ問題対策チームで検討し、適切な対応を行う。

(2) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・保護者への助言を継続的に行う。

(3) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察などと連携して対処する。

《いじめが起きた時の対応策》

①いじめられた子への対応

1. いじめられている子を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに担任、養護教諭など誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
2. 決して一人では悩まず、親や担任など誰かに相談すべきことを十分指導する。
3. いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
4. いじめた子どもに謝らせたり、仲直りの握手をさせたりしただけで問題が解決したと安易に考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る
5. 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるように活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。

②いじめた子への対応

1. いじめられた子の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
2. いじめを見ていた子からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
3. 集団によるいじめの場合、中心人物が表面に出てこないことがある。集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
4. いじめた子が何がいじめか分かっていない場合は、何がいじめであるか分からせる。
5. いじめた子の不満や充足感を味わえない心理やいじめの背景にあるものを理解しその後の人間関係や様子をしっかりと観察する。
6. いじめが解決したと思っても、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあるので継続して十分な注意や観察をする。

③いじめられた子の保護者への対応

1. いじめの訴えはもちろん、どんな些細な相談でも真剣に受け止め誠意ある対応に心がける。
2. 家庭訪問や来校を求めたりして早急に話し合いの機会をもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちをしっかりと受け止め、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子を守り通すことを十分伝える。
3. 学校が把握している事実・実態を隠さず伝える。
4. 学校での様子について家庭との連絡を密にし、解決するまで継続的に保護者と連携する。
5. 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、どんなに小さい変化についても連絡してもらいよう要請する。

④いじめた子の保護者への対応

1. いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
2. 担任が仲介役となり、いじめられた子の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うよう要請する。
3. いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
4. 子どもの変容を図るため、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤まわりで見えていた子への対応

1. 見ていた児童に対しては自分の問題ととらえさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
2. はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
3. 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

6、いじめ防止のための校内組織

(1)いじめ問題対策チーム

- ・校内構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任、その他関係職員
- ・校外構成員
カウンセラー、いじめ対応アドバイザー、PTA会長、教育委員会など

(2)職員会での情報交換及び共通理解

- ・月に1度、教職員全員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

7、いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ問題対策チーム】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童理解の会 ○児童についての情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級指導】 ○ウェルカム週間（特活）	
5	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間・個人面談	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	○いじめチェックリスト（学校だより）
6	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○行事を通じた人間関係づくり【遠足・なかよし班発足・縦割り掃除】 ○個人面談（情報収集）	○いじめ対策についての説明・啓発【学級懇談会】
7	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	○保護者との情報交換【個人懇談】
8	○夏休み児童理解の会		
9	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【遠足】	
10	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【運動会】	
11	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○個人面談（情報収集）	○いじめ対策についての説明・啓発【フォーラム】
12	○児童についての情報交換【職員会議】		○保護者との情報交換【個人懇談】
1	○児童についての情報交換【職員会議】 ○冬休み児童理解の会		
2	○児童についての情報交換【職員会議】 ○教育相談週間	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び・6年生を送る会】 ○個人面談（情報収集）	

	○「学校いじめ防止基本方針」を学校評価に基づいて見直しをする。		
3	○児童についての情報交換【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり【なかよし班遊び】	
*その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業（研修） ・共通エンカウンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材との交流 ・情報モラル ・小中交流会 ・あいさつのバトン 	

7、再発防止及び解消

- ・発生から3か月被害児童と加害児童の関係を見守るまたは様子を聞き取り、いじめが解消したかを確認する。3か月经過後も継続して様子を把握する。
- ・いじめがあった事実や再発防止に向けての対応を職員全員で把握し、被害児童と加害児童を全職員で見守る。

8、重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。